

(別紙10)  
年 月 日

様

大阪市水道局長

## 児童手当受給事由消滅通知書

児童手当について、次のとおり受給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

### 記

- 1 改定後の算定基礎児童数及び手当月額  
庶務事務システム各種手当認定情報照会画面にて確認してください。
- 1 消滅した日  
年 月
- 2 消滅の理由  
支給要件児童が12歳に到達した日の属する年度が終了したため

(連絡先) 職員課(研修・厚生)  
(担当: 内線 )